

神崎町空家等対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

標記の業務に関して、下記のとおり、提案を募集します。

記

1. 業務委託の名称

神崎町空家等対策計画策定業務委託

2. 委託の内容

別紙「神崎町空家等対策計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。
ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された事業者の提案内容に応じて変更することができる。

3. 提案上限額

1,650,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※空家等対策計画策定業務にかかる費用の金額とする。

4. 委託期間

委託契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

5. 参加資格

1) 本プロポーザルの参加資格は、下記のすべての項目を満たす者とする。

- a) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定の日までの間に、国及び地方自治体において入札参加資格者氏名停止措置を受けている者でないこと。
- b) 令和6・7年度の神崎町入札参加者名簿に登録されていること。
- c) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- d) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- e) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- f) 団体又はその代表者が神崎町暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する者でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- g) 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づく空家等対策計画の策定

(改定)に関する業務実績があり、その契約書の写しが提出できること。

6. 企画提案に関する基本的事項

1) 業務の再委託

- a) 原則、業務の再委託は認めない。ただし、個別の業務の再委託については、事前にまちづくり課と協議を行い、了承を得ること。

2) 受託希望金額の提示

- a) 仕様書を基に、受託希望金額を企画提案書等（様式自由）とともに提示すること

3) 秘密保持義務

- a) 秘密保持義務本業務を受託した者は、業務に際して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

4) 個人情報の保護

- a) 個人情報を適切に管理、保護するために必要な措置を講じること。

5) 情報公開に関する資料作成

- a) 業務に関して収集した情報を整理し、情報の公開について必要な資料の作成を行うこと。

6) 資料の取り扱い

- a) 本町が提供する資料については、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、検討の目的の範囲内であっても、本町の下承を得ることなく第三者に対して、これを提示することを禁じる。

7. 選定スケジュール

1) 公募期間（参加意向表明）

- a) 令和7年5月14日（水）～ 令和7年5月28日（水）

2) 質問受付期間

- a) 令和7年5月14日（水）～ 令和7年5月26日（月）

3) 質問回答期限

- a) 令和7年5月28日（水）まで

4) 参加資格審査結果通知

- a) 令和7年6月2日（月）メール通知

5) 企画提案書等提出期限

- a) 令和7年6月23日（月）

6) プレゼンテーション実施日

- a) 令和7年7月3日（木） 実施場所は神崎町役場とする

7) 審査結果通知

- a) 令和7年7月8日（火）メール通知

8) 契約締結期限

- a) 令和7年7月15日（火）

※上記スケジュールは予定のため、変更する場合があります。変更する場合は事前に連絡します。

8. 実施要領等の交付

1) 交付期間

- a) 令和7年5月12日（月）～ 令和7年6月2日（月）

2) 交付方法

- a) 神崎町ホームページからダウンロードすること

3) 交付する実施要領等

- a) 交付する実施要領等は次のとおり。

- i) 神崎町空家等対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ii) 神崎町空家等対策計画策定業務委託仕様書
※仕様書は、企画提案の内容によって、一部変更することがある
- iii) 神崎町空家等対策計画策定業務委託プロポーザル審査要領
- iv) 神崎町空家等対策計画策定業務企画提案書等評価基準
- v) 企画提案書の作成要領
- vi) 第1号様式 参加申込書兼誓約書
- vii) 第2号様式 質問書
- viii) 暴力団等排除に係る誓約書兼照会承諾書
- ix) 第5号様式 参加辞退届

9. 参加申込の手続き

1) 提出書類及び提出部数

- a) 参加申込書兼誓約書（第1号様式） 1部
- b) 暴力団排除に係る誓約書兼照会承諾書 1部
- c) 類似業務の実績を証明する書類（契約書写し等） 1部
- d) 国税等の滞納がないことを証明する書類（写し可） 1部

2) 提出期限

- a) 令和7年5月28日（水）17時00分まで

3) 提出方法

- a) 持参又は郵送により神崎町まちづくり課に提出すること。
 - i) 持参による受付時間は9時から17時までとし、土日祝日を除く。
 - ii) 郵送の場合は提出期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法によること。

10. 質問受付及び回答

1) 質問方法

- a) 提出書類

- i) 質問書（第2号様式）

- b) 提出方法 電子メールとする。提出後はメール受信確認の連絡を行うこと。

- i) e-mail: kensetsu@town.kozaki.chiba.jp

- ii) 受付期限 令和7年5月26日（月）17時00分

2) 回答方法

- a) 質問に対する回答は、集約して質問者名をふせて令和7年5月28日（水）までに本町のホームページで公表する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する。また、期限を過ぎて提出された質問や住所・氏名等を明かさずに提出された質問は、正式に受理しない場合がある。

1 1. プロポーザル参加資格審査結果の通知

- 1) プロポーザル参加資格審査の結果については、申請者に対し、令和7年6月2日（月）に参加資格審査結果通知書を選定・非選定に関わらず、電子メールにて通知する。

1 2. プロポーザル参加資格の取消

プロポーザル参加資格を認められた者が、プロポーザル参加申込書の提出期限から受託候補者の選定の日までの間に、国及び地方自治体において入札参加資格者指名停止措置を受けている場合、又はその他参加資格の要件を満たさなくなったと認められる場合には、その者のプロポーザル参加資格を取消し、提案等を無効とする場合がある。

1 3. 提案書の提出

- 1) 提出締切
 - a) 令和7年6月23日（月）17時00分 必着
- 2) 提出方法
 - a) 持参又は郵送により神崎町まちづくり課に提出すること。
 - i) 持参による受付時間は9時00分から17時00分までとし、土日祝日を除く。
 - ii) 郵送の場合は提出期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法によること。
- 3) 提出物
 - a) ①企画提案書（様式自由、PDF形式） 10部
 - b) ②積算根拠（様式自由、PDF形式） 10部
 - c) ③上記①②ファイルを保存したCD-R 1枚
- 4) 提出先
 - a) 神崎町まちづくり課
 - i) 〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163 TEL 0478-72-2114
- 5) その他
 - a) 提案書等の変更の禁止
 - i) 提出期限後において、提出した提案書等の変更は原則できない。ただし、軽微な訂正・差し替え（誤字・脱字を改めるものに限る。）については、担当課に確認の上、認められれば、この限りではない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
 - b) 提案数

- i) 提案は、1 団体につき 1 つとする。
- c) 著作権の帰属
 - i) 提出された提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案選定の公表等必要な場合には、本町が無償で使用できるものとする。
- d) 費用の負担
 - i) 提案に際し、要した費用はすべて提案者の負担とする。
- e) 提案の辞退
 - i) 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、参加辞退届（第 5 号様式）を提出すること。

※令和 7 年 6 月 2 7 日（金）1 7 時 0 0 分必着

1 4. プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションの実施日時を令和 7 年 6 月 3 0 日（月）までにメールで通知する。プレゼンテーションへの参加者は上限 3 名までとする。提案者は提出した提案書を投影しプレゼンテーションを実施する。プロジェクターは本町で準備する。

1 5. 受託候補者の選定

上記 5. の参加資格を満たし、企画提案書等の提出を行った参加者に対し、プレゼンテーションを基に企画提案書等の審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は「具体的な施策提案」、「実施体制」、「業務実績」、「受託希望金額」の順に評価点に差がついたものを受託候補者として選定する。なお、企画提案書等を提出した者が 1 者の場合でも審査は実施する。

1 6. 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加事業者に対し、令和 7 年 7 月 8 日（火）にメールにて通知する。また、神崎町ホームページにおいても公表を行うものとする。なお、審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

1 7. 契約の締結

神崎町は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、協議が整わない場合、受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

受託候補者がこの要領に定める事項に違反した場合、契約を締結しないことがある。

1 8. 失格事項

- 1) プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - a) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - b) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

- c) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- d) 審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合。
- e) 見積書の記載金額が提案限度額を超過している場合。
- f) プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合。
- g) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

19. その他

- 1) 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の選定作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する。
- 2) 提出された企画提案書等の書類は一切返却しない。
- 3) 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、軽微な訂正・差し替え（誤字・脱字を改めるものに限る。）は除く。
- 4) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- 5) 企画提案書等は、神崎町情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- 6) プロポーザル参加に要した費用は全て参加事業者の負担とする。

【問い合わせ先】

神崎町 まちづくり課 担当：椿

mail kensetsu@town.kozaki.chiba.jp

TEL 0478-72-2114

FAX 0478-72-2110

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163